

(仮称) 第4こども園整備基本計画

令和7年3月

羽曳野市

目 次

はじめに	1
第1章 基本条件等の整理	2
1-1. 再編・統合園の状況	2
1-2. 整備予定地の状況	4
1-3. 施設種別・基準等	7
第2章 施設整備の考え方	11
2-1. 基本的な考え方	11
2-2. 整備計画モデル(案)の検討	12
第3章 事業手法の選定	17
3-1. 事業手法の検討	17
3-2. サウンディング調査の実施	20
3-3. 事業手法の選定	22
第4章 事業実施方針等	26
4-1. 事業実施方針	26
4-2. 事業スケジュール	28
4-3. 概算事業費	28

はじめに

本市では、就学前児童数は減少しているものの、共働き世帯の割合の増加や、就学前教育・保育の無償化を背景に、保育ニーズ、特に低年齢児の利用ニーズが高い傾向が続いています。これに対し、公立保育園、幼稚園ともに施設の老朽化が進み、幼稚園においては想定を上回る園児数の大幅な減少により幼児教育における適正な集団規模の確保が困難な状況の園が増加するなど、こどもを取り巻く環境の変化やニーズの多様化への対応が求められています。

そのため、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」を策定し、就学前教育・保育施設の再編整備に伴う認定こども園化を進め、持続可能な運営及び子育てサービスのさらなる充実と質の向上に向けて取り組んでいます。

「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（令和5年7月時点版）」では、西浦東幼稚園（令和3年度末閉園）、白鳥幼稚園（令和4年度末閉園）、西浦幼稚園（令和6年度末閉園）及び軽里保育園の4施設を、市立第1学校給食センター敷地を活用して令和10年度に認定こども園（以下、「(仮称)第4こども園」という。）に再編・統合することとしています。

また、「羽曳野市行財政改革大綱」、「羽曳野市公共施設跡地利活用基本方針」等に基づき、民間活力の活用を軸とした跡地利活用という方針を取り入れ、公設民営・民設民営を含めた民営化を基本として検討を進めることとしています。

本計画は、これらの方針を踏まえ、(仮称)第4こども園の整備方針や、その実現に向けた事業手法等について検討した上で、最適な事業手法を選定し、事業の実施方針等を示すものとして策定するものです。

第1章 基本条件等の整理

本章では、再編・統合園の状況、(仮称)第4こども園の整備予定地の状況、施設種別、関係法令、施設整備基準等の基本条件等を整理します。

1-1. 再編・統合園の状況

(1) 再編・統合園の概要

再編・統合の対象となる施設の概要は以下のとおりです。

■施設概要

名称	西浦東幼稚園	白鳥幼稚園	西浦幼稚園	軽里保育園
所在地	広瀬97番地の1	白鳥3丁目11番8号	西浦1077番地	軽里3丁目222番地
敷地面積	2,711 m ²	1,512 m ²	2,313 m ²	1,538 m ²
定員	60人 (4・5歳児)	60人 (4・5歳児)	90人 (4・5歳児)	100人 (0～5歳児)
現況	令和3年度末閉園	令和4年度末閉園	令和6年度末閉園	96人在園 (令和6年度) (入所率96.0%)
延べ面積	387 m ²	450 m ²	449 m ²	545 m ²
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
竣工	平成6年2月	昭和48年3月	昭和60年3月	昭和45年3月

(2) 現況整理

西浦東幼稚園、白鳥幼稚園、西浦幼稚園は園児数の減少に伴い、それぞれ令和3年度末、令和4年度末、令和6年度末に閉園となっています。軽里保育園は、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が課題となっています。

■現況



西浦東幼稚園 (令和3年度末閉園)



白鳥幼稚園 (令和4年度末閉園)



西浦幼稚園 (令和6年度末閉園)



軽里保育園

■位置図



1-2. 整備予定地の状況

(1) 敷地概要

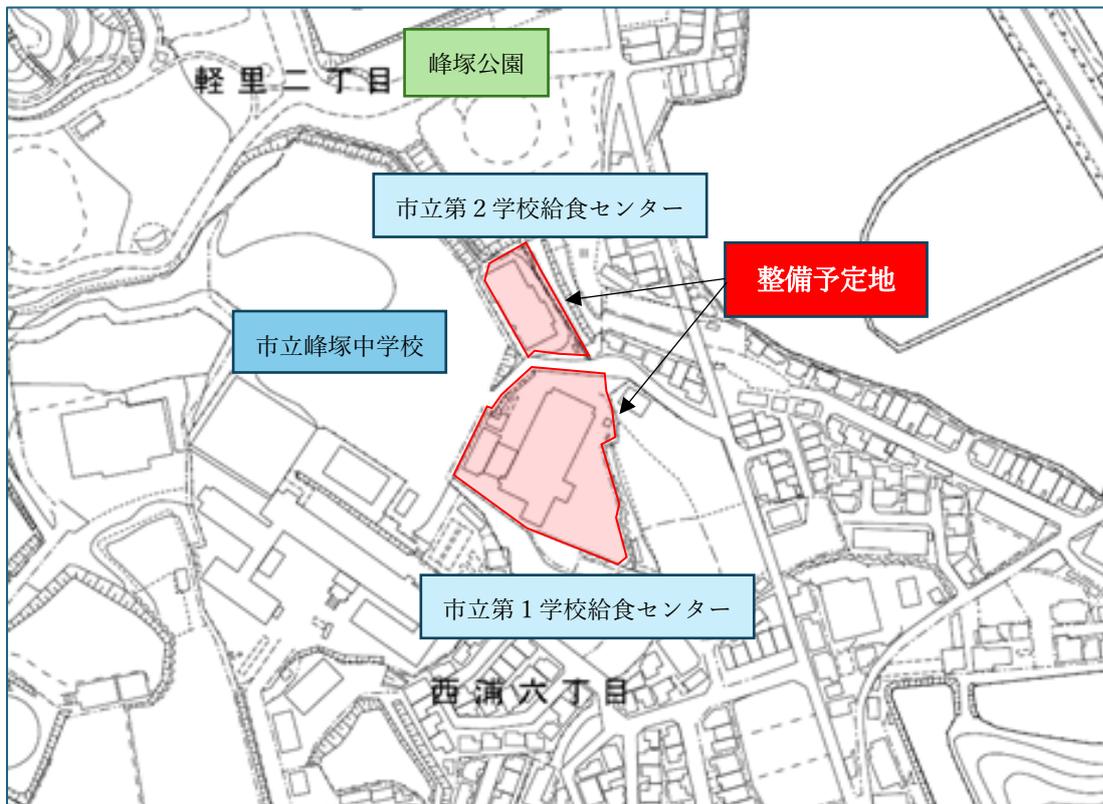
整備予定地は、現在の市立第1学校給食センター敷地を活用することとしていますが、柔軟な施設整備を検討するため、隣接する市立第2学校給食センター敷地も活用対象とします。

令和8年度から現在の市立第1学校給食センター、市立第2学校給食センターは廃止し、現在整備中の新たな給食センターの稼働を予定しています。

■整備予定地の概要

		市立第1学校給食センター	市立第2学校給食センター
所在地		羽曳野市西浦6丁目48番地	他
敷地面積		約3,700㎡	約1,000㎡
既存建物	構造	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
	延べ面積	約1,640㎡	約720㎡
	竣工	昭和47年4月	昭和52年8月
	稼働終了	令和8年3月末(予定)	
地域地区	用途地域	第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)	
	準防火地域	指定なし(ただし、建築基準法第22条指定区域)	
	景観地区	指定なし(ただし、羽曳野市景観計画区域)	
	高度地区	指定なし	
	都市施設	指定なし	

■位置図



(2) 現況整理

○市立第1学校給食センター敷地（※敷地1とします。）

- ・敷地北側の市道西浦2号線が前面道路となっています。
- ・西側は市立峰塚中学校、南側は民有地（倉庫等）、東側は農地、住宅が隣接しています。
- ・西側、南側は当敷地より地盤が高く、東側は当敷地より地盤が低くなっています。
- ・敷地南側に水路が通っています。（写真③④）

○市立第2学校給食センター敷地（※敷地2とします。）

- ・敷地南側の市道西浦2号線が前面道路となっています。
- ・西側は市立峰塚中学校、北側は峰塚公園駐車場、東側は農地と隣接しています。
- ・西側は当敷地より地盤が高く、北側、東側は当敷地より地盤が低くなっています。
- ・当敷地の東側の一部は法面となっています（写真⑦）

○周辺状況

- ・当敷地へのアクセスは東側の市道西浦1号線から市道西浦2号線を経由します。
- ・市道西浦2号線は当敷地から市道西浦1号線との交差点まで下り坂となっており、交差点はやや見通しが悪くなっています（写真⑪）
- ・市道西浦1号線と市道西浦2号線は、隣接する市立峰塚中学校の通学路となっています（中学校校庭側通用門を利用して通学）。

■現況





1-3. 施設種別・基準等

(1) 施設種別

今回整備する認定こども園は、教育・保育を一体的に行う、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設で、保護者が働いている・いないにかかわらず利用が可能です。

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、下記の4タイプがあり、(仮称)第4こども園は「幼保連携型認定こども園」として整備します。

<幼保連携型>

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<幼稚園型>

認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<保育所型>

認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<地方裁量型>

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

(2) 関係法令等の整理

○幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の施設整備に関わる法令及び基準等

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
教育・保育内容の指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
施設整備の基準	学校教育法施行規則、幼稚園設置基準	児童福祉施設の設定及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
建築基準法の位置づけ	学校	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設
対象	・満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児	・保育を必要とする乳児・幼児	・満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 ・保育を必要とする乳児・幼児
教育／保育時間	・標準4時間	・原則8時間	・教育時間：標準4時間 ・保育時間：原則8時間 (満3歳以上は教育時間を含む)
最低定員	—	20人以上	20人以上
学級構成	1学級35人以下	—	1学級35人以下 (満3歳以上の教育時間)
園舎	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下が原則 ・1学級：180㎡以上 ・2学級以上： 320+100×(学級数-2)㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 【満2歳未満】 ・乳児室：1.65㎡/人以上 ・ほふく室： 3.3㎡/人以上 【満2歳以上】 ・保育室または遊戯室： 1.98㎡/人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建以下が原則 ・①と②の合算面積以上 ①1学級：180㎡以上 2学級以上： 320+100×(学級数-2)㎡以上 ② 【満2歳未満】 ・乳児室： 1.65㎡×ほふくしない園児数 ・ほふく室： 3.3㎡×ほふくする園児数 【満2歳以上】 ・保育室または遊戯室： 1.98㎡×園児数
運動場／屋外遊技場／園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び運動場は同一の敷地内または隣接を原則 ・2学級以下： 330+30×(学級数-1)㎡ ・3学級以上： 400+80×(学級数-3)㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 【満2歳以上】 ・3.3㎡/人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び園庭は同一の敷地内または隣接を原則 ・①と②の合算面積以上 ①(1)(2)のいずれか大きい面積 (1)2学級以下： 330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上： 400+80×(学級数-3)㎡ (2)3.3㎡×満3歳以上園児数 ②3.3㎡×満2歳以上満3歳未満園児数
必要諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室・保健室(兼用可) ・保育室・遊戯室(兼用可) ・便所 ・飲料水用設備 ・手洗用設備、足洗用設備 	<ul style="list-style-type: none"> 【満2歳未満】 ・乳児室またはほふく室 ・医務室 【満2歳以上】 ・保育室または遊戯室 ・屋外遊技場(代替場所を含む) 【各年齢共通】 ・調理室(調理機能を有する設備の緩和あり) ・便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室・保健室(兼用可) ・乳児室またはほふく室(満2歳未満保育の場合) ・保育室・遊戯室(兼用可) ・調理室 ・便所 ・飲料水用設備 ・手洗用設備、足洗用設備

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
必要諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室の数は学級数以上 ・保育室、遊戯室、便所は原則1階に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室は原則1階に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室（満3歳以上のみ）の数は学級数以上 ・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所は原則1階に設置 ※耐火建築物等の要件を満たせば2階以上に設置可
職員配置	<p>①職員配置基準 [必要な職員の種類]</p> <p>(ア) 必置職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師 <p>(イ) 例外的に置かないことができる職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 <p>(ウ) 置くように努める職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、事務職員 <p>②職員配置数</p> <p>1学級につき専任の主幹教諭、指導教諭または教諭を少なくとも1人配置</p>	<p>①職員配置基準 [必要な職員の種類]</p> <p>(ア) 必置職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、嘱託医 <p>(イ) 例外的に置かないことができる職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理員 <p>②職員配置数</p> <p>【満1歳未満】 おおむね3人につき保育士1人以上</p> <p>【満1歳以上満3歳未満】 おおむね6人につき保育士1人以上</p> <p>【満3歳以上4歳未満】 おおむね15人につき保育士1人以上</p> <p>【満4歳以上】 おおむね25人につき保育士1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、1つの保育所で2人を下らないこと 	<p>①職員配置基準 [必要な職員の種類]</p> <p>(ア) 必置職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長、保育教諭 <p>(イ) 例外的に置かないことができる職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理員 <p>(ウ) 置くように努める職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副園長または教頭、主幹養護教諭、養護教諭または養護助教諭、事務職員 <p>②職員配置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級につき保育教諭等を少なくとも1人配置 <p>【満1歳未満】 おおむね3人につき保育教諭等1人以上</p> <p>【満1歳以上満3歳未満】 おおむね6人につき保育教諭等1人以上</p> <p>【満3歳以上4歳未満】 おおむね15人につき保育教諭等1人以上</p> <p>【満4歳以上】 おおむね25人につき保育教諭等1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、常時2人を下らないこと
必要な資格	幼稚園教諭免許状	保育士資格	幼稚園教諭免許状・保育士資格 ※経過措置あり

(3) 居室等の配慮

認定こども園は、認定区分ごとに教育・保育時間が混在し、登降園の時間にもバラつきがあるため、集団編制や室利用に配慮や工夫が必要となります。

○認定区分

施設を利用するには、市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分	利用できる施設	保育の必要性	年齢
1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園	なし	3～5歳児
2号認定 (保育認定)	保育園・認定こども園	あり	3～5歳児
3号認定 (保育認定)	保育園・認定こども園・地域型保育	あり	0～2歳児

○認定区分ごとの教育・保育時間（公立認定こども園での一例）

		7:30	9:00	15:00	17:00	18:30	19:00
1号認定			教育時間	預かり保育			
2号認定	短時間	延長保育		保育時間	延長保育		
	標準時間	保育時間		保育時間		延長保育	
3号認定	短時間	延長保育		保育時間		延長保育	
	標準時間	保育時間				延長保育	

第2章 施設整備の考え方

本章では、(仮称)第4こども園の施設整備に求められる基本的な考え方を整理した上で、定員・クラス数等を設定し、整備計画モデル(案)を検討します。なお、民営化を基本として検討を進めており、整備計画モデル(案)はあくまで想定される一例として示すものです。

2-1. 基本的な考え方

(仮称)第4こども園に求める基本的な考え方は以下のとおりとします。

1. 心も体も健康なこどもに成長できる施設

- ・こどもが安心して過ごすことができる生活の場として、明るく落ち着いた心地よい施設をめざします。
- ・こどもが自ら積極的に遊びを創り出し、自立心や好奇心を育むことができる施設をめざします。

2. 安全に利用でき管理しやすい施設

- ・防災・防犯・事故防止対策を講じ、こどもが安全に利用できる施設とします。
- ・地域住民の安全にも配慮し、混雑時や雨天時においても送迎しやすい施設とします。
- ・周辺の住宅地への騒音対策や、周囲の視線からのプライバシー対策に配慮した施設とします。
- ・ZEB化を推進するなど、環境に配慮した施設とします。

3. 地域と連携し地域に親しまれる施設

- ・保護者だけでなく、地域の子育て世帯が気軽に訪れ、相談できる、地域に親しまれる施設をめざします。
- ・隣接する峰塚公園での園外保育や小中学校との連携、地域行事への参加等、地域と連携できる施設をめざします。

2-2. 整備計画モデル（案）の検討

(1) 定員

（仮称）第4こども園の定員は、将来の保育ニーズを鑑み、150～200人を想定します。

整備計画モデル（案）では、最大規模として検討するため、定員198人とし、以下のとおり、クラス数、職員数を設定します。

○定員・クラス数・職員数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	-	-	-	15	15	15	45
2・3号認定	6	27	30	30	30	30	153
計	6	27	30	45	45	45	198
クラス数	1	2	2	3	2	2	12
職員数	2	6	5	3	2	2	20

(2) 構造形式

（仮称）第4こども園は、整備予定地、定員等から考えると、平屋または2階建、鉄骨造または木造が想定されます。

本整備計画モデル（案）では、これまでの公立認定こども園の整備実績から鉄骨造2階建を想定します。鉄骨造の特徴としては、柱や壁の少ない広い空間や、大きな窓を設けるといった開放的な間取りプランが可能となります。

(3) 必要面積

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を踏まえ、以下のとおり、必要面積を設定します。なお、以下に示す面積は下限値であり、必要面積以上を確保する必要があります。（※学級とは、満3歳以上のクラスのことを指します）

○園舎面積（次に掲げる①と②の面積を合算した面積以上とする。）

①学級数に応じて算定した面積

- ・1学級の場合：180 m²
- ・2学級以上の場合：320+100×（学級数-2） m²

②満3歳未満の園児に応じて算定した面積

【0・1歳児】

- ・乳児室：1.65 m²×ほふくしない園児数
- ・ほふく室：3.3 m²×ほふくする園児数

【2歳児】

- ・保育室または遊戯室：1.98 m²×園児数

○園庭面積（次に掲げる①と②の面積を合算した面積以上とする。）

①イ）（2学級以下の場合）330+30×（学級数-1） m²

- ・（3学級以上の場合）400+80×（学級数-3） m²

ロ）3.3 m²×満3歳以上園児数 ※イ）ロ）のうち大きい面積を採用

②3.3 m²×2歳児園児数

(4) 諸室配置

整備計画モデル（案）における諸室配置の考え方は、以下のとおりです。

○全体配置

園舎は2階建とし、1階に0～2歳児室、2階に3～5歳児室等を配置します。また、保育室の日当たりを考慮し、主に南面、東面に保育室を配置します。

○乳児室・ほふく室

0・1歳児の乳児室・ほふく室は、1階に配置します。0歳児室は流動的な保育が可能なよう1歳児室と隣接して配置します。

○2歳児保育室

2歳児の保育室は、1階に配置します。

○3～5歳児保育室

3～5歳児の保育室は2階に配置します。

○遊戯室

遊戯室は2階に配置します。別途、遊戯室倉庫を配置します。

○職員室周り（職員室・保健室・相談室・会議室・更衣室）

職員室は玄関に隣接し、訪問者が確認できる位置に配置します。職員室から直接入室できる位置に保健室、相談室、会議室、更衣室を設け、保健室、相談室は、廊下から直接入室できる配置とします。

○調理室

調理室は、検収室、下処理室、前室、食品庫等を配置します。また、搬入車両の寄り付きを考慮した配置とします。

○調乳室・沐浴室

調乳室・沐浴室は、乳児室・ほふく室に円滑に移動できる配置とします。

○便所

便所は、1階に乳児用・幼児用を各1箇所、大人用を1箇所配置します。また、2階には幼児用を3箇所配置します。

○駐車場・駐輪場

送迎用及び職員用の駐車場、駐輪場を屋外に設けます。

(5) 整備における留意事項

- ・敷地の前面道路は中学校通学路となっているため、登降園時、送迎車と通学児童との動線交錯がないよう、安全確保に十分配慮する必要があります。
- ・当敷地と近接して民家等が立地しているため、周辺環境に配慮した対策（防音、プライバシー保護等）が必要となります。

(6) 諸室一覧

整備計画モデル（案）の諸室一覧を下記に整理します。（園舎の床面積は約 1,700 m²を想定。）

■諸室一覧

室名	面積	数	合計面積	階	基準面積、用途・機能
乳児室・ほふく室 （0歳児）	48	1	48	1	1クラス基準面積：(1.65+3.3) m ² ×6人=29.7 m ²
乳児室・ほふく室 （1歳児）	88	2	176	1	1クラス基準面積：(1.65+3.3) m ² ×14人=69.3 m ²
保育室（2歳児）	48	2	96	1	1クラス基準面積：1.98 m ² ×15人=29.7 m ²
保育室（3歳児）	48	3	144	2	1クラス基準面積：1.98 m ² ×15人=29.7 m ²
保育室（4歳児）	64	2	128	2	1クラス基準面積：1.98 m ² ×23人=45.54 m ²
保育室（5歳児）	64	2	128	2	1クラス基準面積：1.98 m ² ×23人=45.54 m ²
遊戯室	128	1	128	2	
遊戯室倉庫	16	1	16	2	
調乳室	4	1	4	1	
沐浴室	6	1	6	1	
便所（乳児用）	25	1	25	1	
便所（幼児用）	25	4	100	1・2	
便所（大人用）	20	1	20	1	
調理室	144	1	144	1	食品庫、検収室、下処理室、前室、更衣室等含む
職員室	56	1	56	1	
更衣室	18	1	18	1	
会議室	15	1	15	1	
保健室	7.5	1	7.5	1	
相談室	7.5	1	7.5	1	
玄関ホール	適宜	-	-	1	
エレベーター	6.25	1	6.25	1・2	11人定員想定：2.5m×2.5m=6.25 m ²
廊下	適宜	-	-	1・2	
階段	適宜	-	-	1・2	
教材室	適宜	-	-	1	
倉庫	適宜	-	-	1	
屋外施設等					
園庭	1,220	1	1,220	1	
駐車場（一般）	12.5	5	62.5	1	1区画（一般車相当）：2.5m×5.0m=12.5 m ²
駐車スペース （調理）	17.5	2	35	1	1区画（2t車相当）：2.5m×7.0m=17.5 m ²
駐輪場	1.14	80	91.2	1	1区画：0.6m×1.9m=1.14 m ²

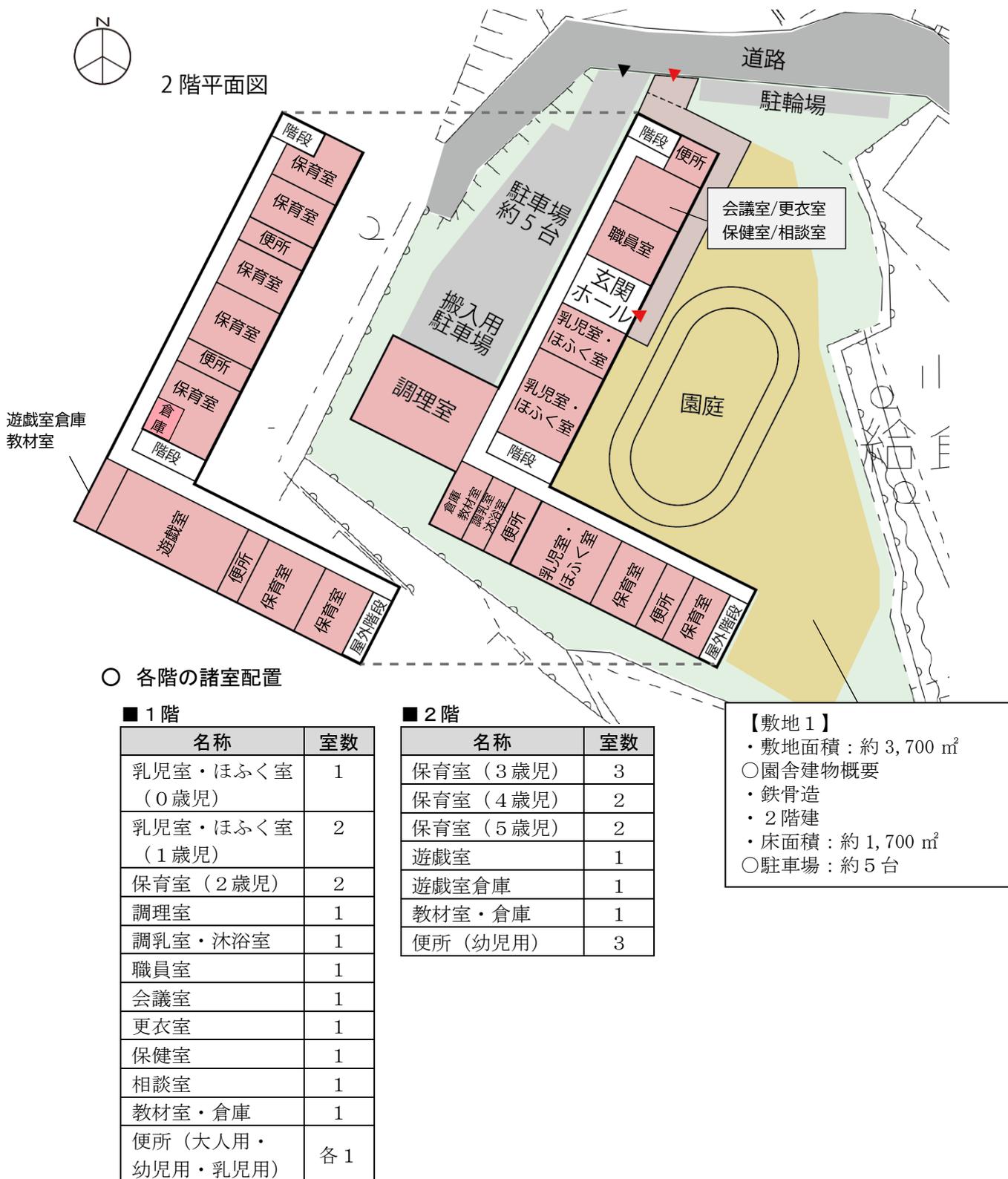
※各保育室は、ロッカー・押入・手洗等で基準面積に約 20 m²を加算して算出

(7) 整備計画モデル（案）イメージ

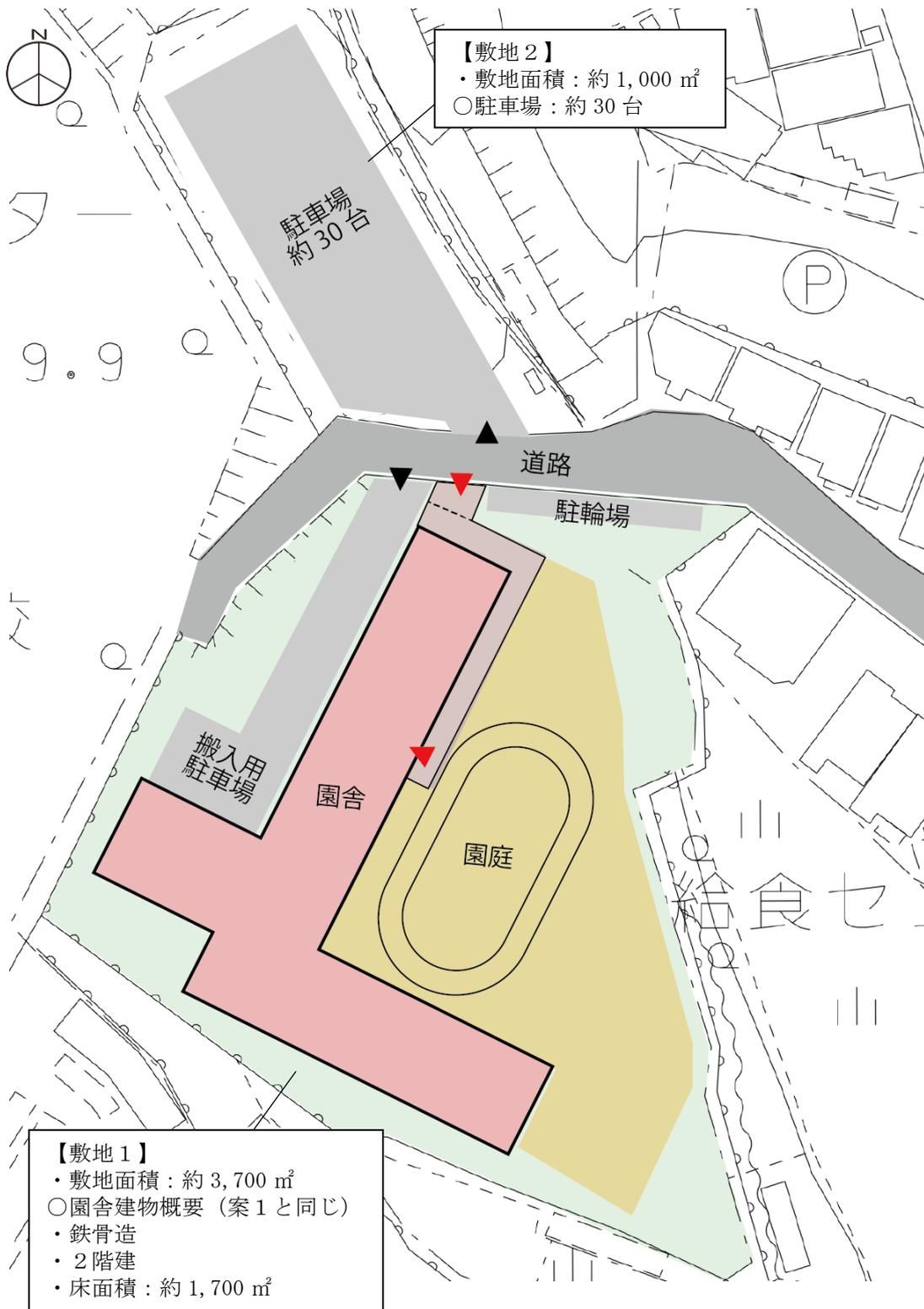
整備計画モデル（案）のイメージを以下に示します。

案1は敷地1のみを活用した配置例、案2は敷地1及び敷地2を活用した配置例です。

案1（敷地1のみを活用した配置例）



案2（敷地1及び敷地2を活用した配置例）



第3章 事業手法の選定

第2章で整理した（仮称）第4こども園の整備・運営事業を行うにあたり、本章では、公設公営、公設民営、民設民営等の事業手法を整理した上で、民間事業者へのサウンディング調査を行い、羽曳野市 PPP/PFI 優先的検討方針の検討プロセスに従い、最適な事業手法を選定します。

3-1. 事業手法の検討

(1) 幼保連携型認定こども園の設置・運営主体

幼保連携型認定こども園の設置・運営主体は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第12条により、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができることとされています。

幼保連携型認定こども園の設置・運営方式は、市が整備・運営を行う「公設公営」方式、市が整備し、施設の譲渡、貸付等により民間事業者が運営を行う「公設民営」方式、民間事業者が整備・運営を行う「民設民営」方式があります。

整備・運営方式を比較すると、民設民営方式では、公設公営方式に比べて施設の整備、維持管理面で市の財政負担の削減や事務手続きの省力化が図られ、運営面でも民間ノウハウの活用が可能となるなどメリットが考えられます。

一方、民設民営方式の場合、既存園からの引継ぎにあたって、園児・保護者の不安解消等に留意する必要があります。

■各事業手法のメリット・デメリット

	公設公営	公設民営	民設民営
整備	<ul style="list-style-type: none"> ▲市の財務負担が大きい（整備費は起債を活用） ▲設計・工事発注等、市の事務手続きが多い 		<ul style="list-style-type: none"> ○市の財務負担が小さい（民間資金で整備、国庫補助金あり） ○民間で設計、工事するため、市の事務手続きが少ない
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ▲将来にわたって、市が施設を維持管理していく必要がある 		<ul style="list-style-type: none"> ○民間が施設所有、維持管理を行う（国庫補助金あり） （施設改修は一部市の負担あり）
運営	<ul style="list-style-type: none"> ▲民間ノウハウが活かさない ○既存園から引き続き保育がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の特色ある教育・保育が期待される ▲既存の公立園からの引継ぎにあたり、園児・保護者の不安解消に努める必要がある 	

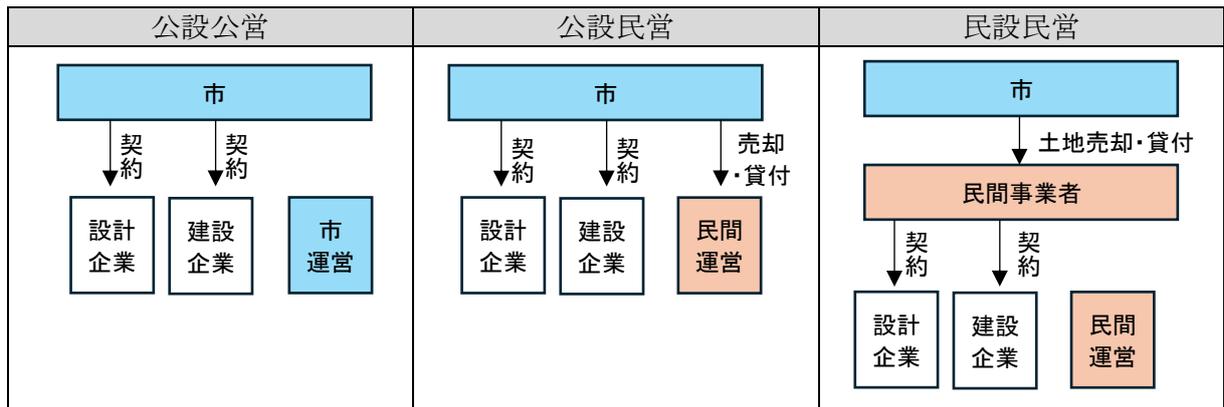
(2) 事業スキームの整理

公設公営の場合、施設の整備、事業運営は市が実施します。市が発注主体となり設計企業、建設企業と各契約を締結します。

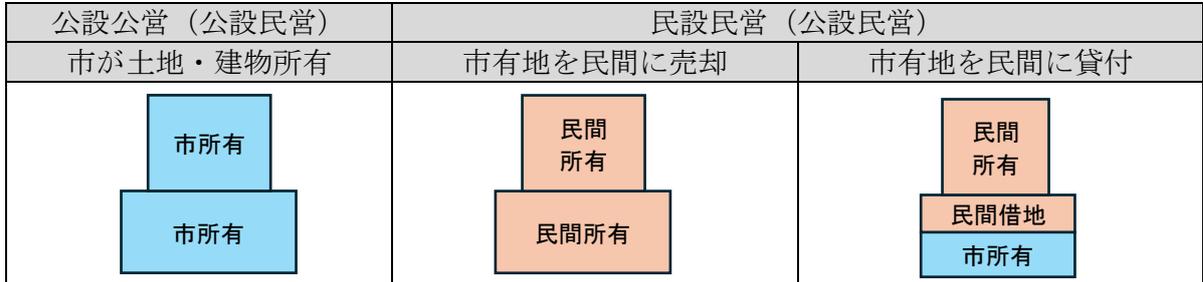
公設民営の場合、市が整備した施設を民間事業者売却または貸付し、事業運営は民間事業者が実施します。

民設民営の場合、市が民間事業者に土地を売却または貸付し、施設の整備、事業運営は民間事業者が実施します。

■事業スキーム



■権利形態



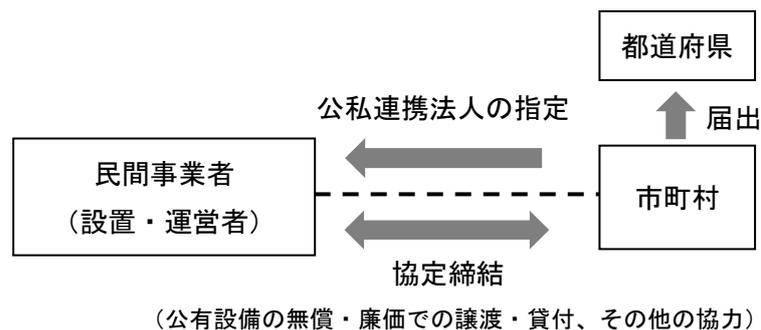
(3) 公私連携幼保連携型認定こども園制度について

民設民営方式の財政負担の削減効果や、事務手続きの省力化等のメリットを享受しつつ、公共性・公平性への配慮や、既存園からの円滑な引継ぎを行うため、市が民設民営方式のこども園の整備・運営に一定関与する必要があります。

そこで、市と民間事業者との協定締結により、市が民間事業者による認定こども園の設置・運営に一定関与する認定こども園法第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園制度」の活用を検討します。

<制度の主旨>

- ・ 公私連携幼保連携型認定こども園制度は、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にし、設置主体にインセンティブを付与する法律上の制度です。
- ・ 公立園から民設民営こども園への移行にあたり、これまで公立園で培われてきたノウハウの継承や、在園児に対する配慮等、十分な引継ぎが必要となることから、市と民間事業者が協定を締結し、市が引継ぎにも一定関与し、設置後についても提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容を担保するものです。



<協定事項>

以下の事項が協定に定める事項として認定こども園法第34条第2項に定められています。

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

3-2. サウンディング調査の実施

(1) 調査目的

民間事業者の参画可能性を把握し、整備・運営を効果的に進めるためのアイデア、市場性や条件等に関する意見を募るため、サウンディング調査を実施しました。

(2) 実施経過

サウンディング調査の実施経過は、以下のとおりです。

実施要領の公表	令和6年11月5日(火)
参加申込期限	令和6年11月5日(火)～11月22日(金)
調査シートの配付	参加申込受付後に随時送付
調査シートの回答期限	令和6年12月5日(木)
サウンディングの実施	令和6年12月10日(火)～12月12日(木)

(3) 調査結果

①参加事業者数 5事業者

②主な意見

<p>1. 認定こども園の運営について</p> <p>○定員について</p> <ul style="list-style-type: none">・保育教諭の配置等を考えると円滑な運営には120人程度が適当・120～150人程度が妥当・周辺地域ニーズを踏まえ、1号認定15人、2・3号認定100～120人が妥当 <p>○コンセプト・運営方針</p> <ul style="list-style-type: none">・小学校への接続・連携を重視した特色ある教育・園児・保護者・保育教諭視点に配慮した環境づくり・自然と触れ合え、創造性を発揮できる環境づくり <p>○既存園からの引継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none">・事前の説明会、保護者・民間事業者・市による三者協議会等は市の意向を踏まえ対応する・既存園と連携し、こどもを一番に考えた引継ぎが必要・在園児や保護者の不安解消のために市や民間事業者による事前の説明会が必要
<p>2. 施設整備について</p> <p>○敷地の活用範囲</p> <ul style="list-style-type: none">・敷地1、2の両方を活用することが望ましい・安全確保のため、敷地2に駐車場を整備したい・大規模災害の発生を想定し、地域住民が安心して避難できる体育館を整備したい <p>○施設整備の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">・敷地1に園舎と園庭を配置、敷地2に駐車場を配置・園児送迎用バスの導入も検討 <p>○敷地の周辺状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・登降園の送迎と中学生の登下校が重なると事故が発生するリスクが高く危険であるため、抜本的な対策が必要・これまでよりも通行量が増えることによる近隣への影響を懸念・行事の際はスピーカーの向きや音量等、近隣に配慮が必要

○土地の取扱いについて

- ・借地を希望するが、費用等条件により購入も検討
- ・物価高騰のため、できる限り土地に係る費用面は抑えたい
- ・将来の土地活用も見据えると購入が一番よい

○既存建物の取扱いについて

- ・解体費用は市負担を希望
- ・アスベストの含有、杭や地中障害、汚染土等がないかを懸念
- ・解体工事の実施にあたっては、工事費・工期増大等のリスクを極力減らしていただくことを要望

3. 本事業への参画について

○参画意向

- ・参画可能性は高い [1事業者]
- ・(定員、費用面等) 募集条件による [3事業者]
- ・わからない [1事業者]

○事業スケジュール

- ・設計・解体、建築工事に1年ずつ取られており、スケジュールは十分
- ・解体6か月、建設1年程度を見込む

○懸念事項、必要な行政支援等

- ・想定定員を下回った場合、赤字運営となるため、適切な定員設定が重要
- ・運営事業の内容、土地費用が分からないと事業採算性の判断ができない
- ・事業の精査を引き続き検討していくため、定期的に情報交換したい
- ・特に解体工事中は音・振動が出るので近隣住民や、中学校への配慮が必要
- ・社会福祉法人の設立予定者も参画可能な条件とすることを希望
- ・保育教諭の確保が最も難しい。まとまった職員用駐車場の確保等、工夫が必要

(4) 調査結果の総括

今回の調査実施により、(仮称)第4こども園の整備・運営に関して、民間事業者の参画意向が一定程度あることが確認できました。

一方で、事業参画にあたっては、施設の定員設定や、費用負担等について、意見・要望等があったことから、民間事業者の意見を踏まえ、本事業の実施方針、事業条件等を検討することとします。

3-3. 事業手法の選定

羽曳野市 PPP/PFI 優先的検討方針の検討プロセスに従い、公設公営と民営化手法を比較・評価した上で事業手法を選定します。

(1) 事業スキーム等の整理

PPP/PFI 手法の導入可能性の検討にあたって、事業の目的・方向性や事業スキーム等を以下のとおり整理します。

検討項目	内容
①事業の目的、方向性	保護者の就労の有無にかかわらず、こどもの発達や学びの連続性を確保し、就学前の教育・保育を提供できる施設として、幼保連携型認定こども園を整備する。
②民間活用を導入する目的	・民間資金を活用した認定こども園の整備・運営による市の財政負担の軽減。 ・民間ノウハウを活用した効果的な施設整備、特色ある教育・保育プログラムの実施。
③事業スキーム	事業範囲：設計、建設、維持管理、運営 事業手法：民設民営 (理由) 認定こども園の民設民営手法は、財政負担の軽減効果が大きく、他の自治体での導入事例が見られるため。
④民間が実施することに対する法的制約	幼保連携型認定こども園の設置運営主体は、学校法人及び社会福祉法人に限る。
⑤事業スケジュールへの影響	民設民営の場合、事業者選定手続きが必要となるが、設計・建設等の期間は確保できるため、事業スケジュールへの影響はない。

(2) 定性評価

①サウンディング調査の整理・評価

民間にとって創意工夫、ノウハウ発揮の余地がある事業であるか、民間の参画可能性があるかについて、サウンディング調査結果を踏まえ、以下のとおり、整理し評価します。

検討項目	内容
①導入機能へのアイデア	事業者ごとに特色ある教育・保育プログラムや、広い敷地を活かした豊かな園庭空間等の提案があった。
②民間ノウハウの発揮の余地	施設整備内容、教育・保育内容に運営実績を活かした民間ノウハウ発揮の余地がある。
③事業スキームの妥当性	民設民営により従来方式に比べ財政負担の軽減が図られる。 他の自治体において類似事例がある。
④事業スケジュールの妥当性	事業者選定、設計、解体・新築工事に各1年間が確保できる。
⑤民間事業者の参画可能性	今後、土地費、整備費等を精査し、事業採算性が確保できれば、複数事業者が参画意向を示している。

②類似事例の調査

本事業で想定する事業手法の近隣自治体における類似事例として以下の事例があります。

事業名 (自治体名)	事業手法	事業 期間	面積	定員 規模	開園 時期	備考
東校区認定こども園 整備運営事業 (奈良県広陵町)	民設民営 (公私連携方式)	24年	1,634 m ²	165人	令和8年 4月1日	公立1保育 所・1幼稚園 を統合し、公 有地(定期借 地)に移転建 替え
(仮称) 大路認定こども園 整備事業 (滋賀県草津市)	民設民営 (公私連携方式)	30年	2,100 m ²	200人	平成30年 4月1日	公立1保育 所・1幼稚園 を統合し、公 有地(定期借 地)に移転建 替え
徳松池・コロベ池埋立地 こども園設置運営事業 (大阪府岸和田市)	民設民営	-	1,190 m ²	156人	令和5年 4月1日	市有地売却に より新たに定 員156人の幼 保連携型認定 こども園を整 備

(3) 定量評価

公設公営手法と、民設民営手法との市負担費用総額の比較を行い、民設民営手法導入による財政負担の削減効果を定量的に評価します。VFMを算定した結果、民設民営手法の導入による財政支出削減効果は9.9億円、VFMは15.1%と算定されました。

		公設公営	民設民営
支出	整備等（運営等を除く。）費用	15.0億円	6.0億円
	運営等費用	84.1億円	80.5億円
	資金調達費用	3.2億円	0.4億円
	調査等費用	—	0.3億円
	支出計	102.3億円	87.2億円
収入	補助金・交付金分収入	0.7億円	2.4億円
	利用料金収入	3.1億円	—
	収入計	3.8億円	2.4億円
総支出（支出－収入）		98.5億円	84.8億円
総支出（現在価値）		65.9億円	56.0億円
財政支出削減効果 （公設公営－民設民営）		9.9億円	
VFM		15.1%	

○算定条件

- ・本計算は、簡易VFMシート（内閣府「簡易な検討の計算表」）に基づき算出。
- ・事業期間は34年間、割引率[※]は2.6%として算出。
- ・類似事例に基づく整備費及び過去実績等に基づく運営費用等を計上。そのため、費用は現時点での想定であり、地方交付税収入等、一部計上していない項目あり。

※割引率：複数年に渡る事業の経済的価値を図るために、将来の価値を現在の価値に換算する際に用いる割合。

○VFMとは

VFM (Value For Money) は支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方のことで、公設公営と比べて民設民営の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

○VFMの評価

VFMの評価は、PSC（※1）と、民設民営によるLCC（※2）との比較により行います。

（※1）PSC (Public Sector Comparator) : 公設公営により事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

（※2）LCC (Life Cycle Cost) : 事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

(4) 総合評価

事業の概要、事業スキーム、定性及び定量評価結果等をまとめ、次の基準に基づき総合的な評価を行った結果、本事業への民設民営手法の導入の適性があると判断されます。

導入の判断基準	結果	理由
法律等により民間事業者が事業主体となることに明確な制約がないか。	○	認定こども園法において、学校法人または社会福祉法人であれば認定こども園の設置者となることが規定されている。
PPP/PFI 手法導入によって事業目的を達成できるか。	○	必要な実施内容を定めた協定等を民間事業者と締結することで、達成できる。
民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズに応じたサービスの向上が期待できるか。また、同種事例は存在するか。	○	民間事業者の取組実績により、各事業者の特色を活かした教育・保育が期待できる。また、近隣自治体において同種事例は複数存在する。
長期にわたり安定的・継続的なサービス需要が見込まれる事業であるか。	○	公私連携幼保連携型認定こども園制度を活用し、安定的かつ継続的なサービス提供を図る。
民間との役割分担が明確にできるか。	○	協定等により、市との役割分担を明確にした上で、民間事業者が主体的に運営する。
事業の開始までに時間的な余裕があるか（各種手続（導入可能性調査、特定事業の選定等）に必要なスケジュールの確保が可能であるか）。	○	サウンディング調査にて、民間事業者から想定スケジュールに問題ないとの意見を得ている。
従来型手法と比較して、事業期間全体について財政負担の削減が図られるか。	○	民間資金での整備、国庫補助金（施設整備交付金）の活用、運営費、維持管理費の民間負担により、財政負担の削減が可能。

第4章 事業実施方針等

第3章で選定した事業手法を基に、(仮称)第4こども園整備・運営事業の実施方針を定め、事業スケジュールを示します。

4-1. 事業実施方針

民間事業者へのサウンディング調査結果、羽曳野市 PPP/PFI 優先的検討方針に基づく検討結果を踏まえ、(仮称)第4こども園の整備・運営事業の実施方針を以下のとおり定めます。

①事業概要について

○概要

「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針（令和5年7月時点版）」に基づき、西浦東幼稚園（令和3年度末閉園）、白鳥幼稚園（令和4年度末閉園）、西浦幼稚園（令和6年度末閉園）及び軽里保育園を再編・統合し、(仮称)第4こども園の整備・運営を行います。

○開園予定日

令和10年4月1日

○施設類型

幼保連携型認定こども園とします。

○整備予定地

市立第1学校給食センター敷地を基本とし、市立第2学校給食センター敷地についても駐車場等の活用を想定し、活用範囲に含むこととします。

②認定こども園の運営について

○定員想定

サウンディング調査において得られた、運営の効率性や採算性確保の観点、地域ニーズを踏まえ、既存の民間保育園のこども園移行状況等も考慮しつつ、1号定員を中心に定員想定の見直しを検討します。

○設置・運営方式

本事業の設置・運営方式は、「民設民営」とします。幼保連携型認定こども園は、学校法人または社会福祉法人が設置・運営できますが、サウンディング調査結果を踏まえ、法人化が見込まれる民間事業者でも参画可能とするなど応募要件を工夫します。

○公私連携法人

既存の公立園の再編・統廃合となることから、民設民営であってもこども園の設置・運営に市が一定関与し、円滑な事業の引継ぎ・運営が可能となるよう、市と民間事業者が協定を締結する「公私連携幼保連携型認定こども園制度」の活用を基本とします。

○コンセプト・運営方針

サウンディング調査において、公立園と同様の就学前教育・保育の取り組みに加え、外部講師を活用したプログラム等、民間ならではの運営方針等の提案があったことから、市の方針を継承した上で、民営化によるメリットの創出を図ります。

○既存園からの引継ぎ

民間事業者との連携・協力により、円滑な引継ぎを行い、園児・保護者の不安解消に努めることとし、保護者への事前説明会、保護者・市・民間事業者による三者協議会、会計年度任用職員の再雇用等、引継ぎへの協力を求めることとします。

③施設整備について

○土地の取扱い

市立学校給食センター敷地利活用における民間活用の導入の視点から、今後も民間事業者の参画意向を踏まえながら、売却または貸付を行うことを基本とします。

○既存建物の取扱い

民間事業者による既存建物（市立学校給食センター）の解体の実施については、アスベスト、土壌汚染、地中障害による費用増大や工期遅延を懸念する意見や、解体費用の負担を求める意見があったことから、事前調査の情報提供や費用負担について、検討します。

○補助金の活用

民間事業者が負担する施設整備費の一部を補助する「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用を想定します。

4-2. 事業スケジュール

令和10年4月の開園に向けた事業スケジュールは以下のとおりとします。

	市の役割	事業者の役割
令和6年度	基本計画策定	
令和7年度	事業者募集・選定・決定	事業参加申込・提案
令和8年度	(学校給食センター建物解体工事)	(学校給食センター建物解体工事) (仮称)第4こども園の設計・工事着手
令和9年度	軽里保育園の運営終了 移転・引継ぎ	建設工事 竣工 引継ぎ
令和10年度		(仮称)第4こども園 開園

4-3. 概算事業費

敷地1及び敷地2の活用を想定した整備計画モデル(案)の概算事業費は、以下のとおりです。

		概算費用(税込)
設計・監理費	基本・実施設計	43,000千円
	各種申請費	1,100千円
	工事監理	18,300千円
建設費等	新築工事	1,196,800千円
小計		1,259,200千円
(参考)	解体費等	230,400千円
合計		1,489,600千円